

意見案第2号

台湾の国際民間航空機関（ICAO）及び国際刑事警察機構（ICPO）への参加を支援するよう求める意見書

近年、国際的な人の往来や物流は一層活発になり、海外との距離はこれまで以上に身近なものとなっている。北海道においても、多くの観光客やビジネス関係者が行き交い、台湾をはじめとするアジア諸地域との交流は、地域経済や雇用を支える大切な柱となっている。

その一方で、航空機の安全運航や国境を越える犯罪への対応は、私たちの日常生活の安心を守る上で欠かすことのできない課題である。東アジアの重要な航空路に位置する台北飛行情報区（台北FIR）は、日本発着便も多く通過する空域であり、その安全管理や情報共有の充実は北海道とも無関係ではない。国際的な航空安全を担う国際民間航空機関（ICAO）における協議や基準づくりに台湾が参加できることは、空の安全をより確かなものにし、道民の移動や観光産業の安定にもつながる。

また、近年は麻薬取引や特殊詐欺、サイバー犯罪などの越境犯罪が巧妙化しており、SNSを通じたいわゆる「闇バイト」による犯罪も社会不安の一因となっている。これらは国境を越えて指示や実行が行われるケースもあり、各国の警察機関が連携する国際刑事警察機構（ICPO-INTERPOL）を通じた迅速な情報共有は、地域社会の安心を守る上で極めて重要である。

台湾には多くの日本人が居住し、経済活動や教育、医療など日常生活を営んでいる。海外で暮らす日本人の安全確保という観点からも、国際的な犯罪対策ネットワークの強化は重要である。

北海道は台湾との間に長年にわたり友好と交流を重ねてきた。政治的立場の違いを超え、航空安全や国際犯罪対策といった実務分野において協力関係を強めることは、道民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域社会を築くための現実的かつ前向きな取組である。

よって、国においては、日本国民及び道民の安全と安心を確保する観点から、台湾のICAO及びICPOへの参加を支援するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

各通

北海道議会議長 伊藤 条 一